



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

新型コロナウイルス感染症に関わる事業者支援策及びテレワークの拡大で話題になっている電子印鑑・電子署名の概略をご説明致します。

◇事業者に対する支援策（新型コロナウイルス感染症対策）

現在、様々な制度が設けられていますが、本稿では、特に新型コロナウイルスの影響で業況が悪化した事業者に対する経済的な支援策を紹介します。

なお、こうした制度は多岐に亘るため、**本稿で紹介できるのは一部の代表的なものに過ぎず**、また、**下記はいずれも本稿執筆時点の情報であり、後日変更される可能性があること**にご注意下さい。

1. 持続化給付金

ひと月の売上が前年の同月比で**50%以上減少している事業者**に対する**給付金**です。

給付額は、法人200万円、個人事業者100万円（但し、昨年1年間の売り上げからの減少分が上限）で、2021年1月15日が申請期限とされています。

2. 実質無利子・無担保融資

業況が悪化した個人事業主等（フリーランスを含む）に対する融資に関する制度です。「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」と、「**特別利子補給制度**」とを組み合わせることで、**実質的に無利子・無担保で融資を受けることができます**。

3. 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

日本商工会議所が、**小規模事業者等支援のために拠出する給付金**です。

①「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれか1つ以上の投資に取り組むことと、②持続的な経営に向けた経営計画を策定していることが応募の要件とされ、最大100万円の補助金を受給できます。

4. 雇用調整助成金

事業活動を縮小せざるを得なかった事業者が、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する給付金です。

4月1日から6月30日は**緊急対応期間**とされ、特例として、通常時より支給対象、支給限度日数、助成率等が拡大され、申請手続も大幅に簡易化されています（例えば、雇用保険被保険者以外の者も対象となる、計画届の提出が不要である等）。

◇電子印鑑や電子署名の利用

テレワーク拡大により、決裁等の印鑑を電子化するという考えられますが、法律上どのような取扱になるか簡潔にご説明します。

1. 書面に押印する従来型方式 押印がある場合には押印者本人の作成であることが推定されることになっておりますので（民訴法228条4項）、これにより、「**押印がある＝承認したのだから**」とい

うこととなります。但し、三文判等の簡単な印鑑は偽造もあり得ますから、**実印等の複雑な印鑑**の方が「押印者本人の押印で間違いなだろう」という**推定が強くなる**ということとなります。

2. 電子印鑑とは

PDF等の電子文書上に印鑑の形をしたマークをスタンプすることを電子印鑑というようですが（法律上の呼称ではありません）、電子データはコピーが容易ですから、**単に印鑑の形のマークがあるだけでは、「押印者の作成と思われるが、真偽が定かでない状態」といえるでしょう**。但し、これに「**電子署名**」を付した場合には、**本人の作成であることが第三者により担保されます**ので、押印者（ないし署名者）の作成であるという推定が働きます。

3. 電子署名とは

平成13年に電子署名法が施行されており、電子文書について、**①作成者、②改変の有無を確認することができる情報を付した「電子署名」が付されていれば、当該作成者の作成であることが推定されます（電子署名法3条）**。電子署名は認証業者による認証が必要であり、一定の基準を満たすことにより国の認定を受けた認証業者は現在10社あります（法務省HPより）。

4. コメント

上記の通り、電子印鑑には、単に印鑑の形をしたデータと、電子署名データが付されるものと大きく分けて2種類あり、社内的な文書であれば前者で足りると考えますが、社外との合意に用いるような場合は後者にすべきではないかと考えます。また、現在はメール等も発達していますから、そもそも「押印」や「文書管理」について見直す良い機会かもしれません。

（友成、門屋）

法務トピックス

◆スーパーシティ法（令和2年5月27日成立）

人口知能（AI）等を活用して最先端都市づくりをめざす「**スーパーシティ構想**」を盛り込んだ改正国家戦略特区法が成立しました。車の自動運転、ドローン配送、遠隔医療など最先端技術の実証事件を街全体で行うもので、複数のサービスを同時に立ち上げるため、規制改革を同時・一体的に実現できるようにする**手続やデータ連携基盤整備事業の事業者に対して、国や自治体が持つデータの提供を求めることができるようになります**。政府は、今年夏ごろから「**スーパーシティ**」に指定する自治体の選定を始め、秋以降指定することにしていきます。